

マンション管理士吉田総合事務所通信

2016年(平成28年)3月25日
第00047号(隔月発行)

編集／発行者：吉田総合事務所
住所：柏市豊四季255-5-509
電話：04-7100-2025
URL：www.mankan-bujiikan.com

「区分所有者の無関心も原因」9割を過失相殺

着服を行つていた
会計担当は94年に
役員に就任。以後二
貫して会計担当を務
めていた。

着服期間は98年
2月から07年9月
までと10年近くに
及ぶ。管理組合の調
べでは、着服の総額
は1億円以上。着服
期間中に一部弁済を
行つており、被害額
は約5489万円と
計算している。

印鑑、通帳は会計
監査担当役員が所持
していた。着服が發
していった。

石井啓一国交相は昨年12月22日の定例会見で「民泊」について、国土交通省の見解を述べた。

部分の用途」で「専ら住宅として使用するものとし、他の用途に供してはならない」と規定している。石井国交相はこの規定に触れ、「国土交

通省としては、こういった管理規約があるマンションで『特区民泊』を実施する場合には、管理規約の改正が必要になると考えております」と述べ、櫻

準管理規約に沿つて
管理規約が制定され
ているマンションで
は民泊の実施はでき
ない、とする見解を示
した。

らかにした。こうした経緯から、石井国交相は国交省が事務連絡として業界団体に発出する予定だつた「特区民泊とマンション標準管理規約との関係等」を「当面の措置」として見送つたと説明。「今後、私たちの考え方をご理解してもらえるよう、引き続き説明に努めてまいりたい」と述べた。(マンション管理新報993号)

専有部分の用途「専ら住宅」なら 「管理規約の改正必要」 石井相交国 民泊問題で見解

準管理規約に沿つた
管理規約が制定され
ているマンショングル
は民泊の実施はでき
ない、とする見解を示
した。

一方、12月18日
に開かれた国家戦略
特区ワーキンググル
ープで、民間有識者委
員会から「特区民泊は
標準管理規約上の住
宅に含まれる、といふ
見解を積極的に打ち
出すような通知を發
出すべき」とする意旨
が出されたことも明

らかにした。こうした経緯から、石井国交相は国交省が事務連絡として業界団体に発出する予定だつた「特区民泊とマンション標準管理規約との関係等」を「当面の措置」として見送つたと説明。「今後、私たちの考え方をご理解してもらえるよう、引き続き説明に努めてまいりたい」と述べた。(マンション管理新報993号)

会計担当役員の着服で多額の資金を失った管理組合が「預金通帳の確認などを行っていれば被害の発生を回避できたのに、通帳を提示するよう求めず横領行為を見過ごしてきた」などとして、当時の理事長と副理事長、会計監査担当役員に対し、善管注意義務違反に基づく損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決が昨年10月、東京高裁であった。高世三郎裁判長は副理事長を除く2人の善管注意義務違反を認めた一審判決を指示し、理事長と会計監査担当役員に連帯して464万1300円を支払うよう命じる判決を言い渡している。当時の役員が着服に加担した事実は全くないが、理事長や監査の職責が問われた結果になつた。

損害金約264万円を請求した。東京地裁判決では、管理組合の請求が全額認められたが、当時会計担当は服役中。出所後も執行可能な財産はなく、任意の弁済は困難だと判断し、代わりに当時の理事長、副理事長、会計監査担当役員に被害金額相当額の支

た。昨年の東京地裁判決では、会計監査に対し、偽造された残高証明書を安易に信用し、会計担当が保管していた預金通帳残高をチエックしようとした、なかつた点について注意義務違反があつた、と認定。（次頁へ続く）

会計が着服 損害額を当時の役員に請求
理事長、会計監査に賠償責任

東昨年10月
京高裁

善管注意義務違反認めらる

ほぼ同時期に役員に就任。なり手不足が顕著だった面もあり、着服が発覚するまで役員を務めていた。

会計担当は着服発覚後、逮捕・懲役3年の実刑をうけた。

法廷で管理組合側は、理事長・副理事長、会計監査担当役員、人にそれぞれ善管注意義務違反があつたと主張した。里見長つは、「音叉

「代金支払元」

訴訟が提起される所務事務計画の改訂

契約書には理事長が記名・押印した。約半月後には住民を対象にした説明会も開催。6月末には調査・診断業務を開始した。

ところが7月、設計事務所との契約に異議を唱えるグループが臨時総会を開催。設計事務所と結んだ契約を「追認しない」旨の決議を行った。

た。「事務所側は、業務受託に際し総会決議が必要になるとは『知らなかつた』とした。そのため、「垂意の第三者に該当する」と述べた。

さらに事務所側は、管理組合の代表者である理事長が理事長印を使って記名押印している点や、法律や規約の定めを知らされておらず、総会決議をしていな

たとしても規約で理事長が收支報告書をすべき責任者にさだめられている点から「收支報告書」を確認・点検して会計業務が適切に行われていることを確認すべき義務があつた」と指摘。通帳の残高を確認せず、適正な監査が行われているかどうかの確認もない点などから、注意義務違反を認めた。

賠償額は消滅時効の援用を一部認め、4641万3000円と算定した。その上で、裁判官は、「相手方に過失があった場合は、裁判所はこれを考慮して損害賠償額を定められる」と規定された民法の「過失相殺の法理」を類推適用した。

有者は「会計を含めた管理運営への闇に任せるままであつたことも、着服行為が継続して行われた原因の一つと言わざるをえない」と結論付けた。そして着服の損害を「理事長と会計監査だけに負担させる」とはできない」と判断。被害額の9割を過失相殺し、残る1割の464万円を損害賠償金とする。

理事会側からすれば万一の際注意義務を果たしていたと明できるよう、具体的な会計監査の手法を細則に規定し、ルール通りにチェックを行つておく、といつた「リスク管理」が求められる。区分所有者側も、そうした監査が適正に実施されているか監視する義務がある。(マンソン管理新聞 69号)

編集後記：国土交通省は、3月14日、マンション改正を公表しました。居住者の高齢化等で管理することや、管理組合が留意すべき事項として排除規定や、災害等の緊急時の応急修繕は、管理組合でもこれから対応のところが増えるならず、管理組合内で十分話し合い多面的

裁判資料によれば、相手方は都内の管理組合。東日本大震災で建物被害があつたため、当時の理事長が設計事務所に調査・診断、改修設計、業者選定補助、施工管理といった、大規模修繕に関わる一連の業務を依頼。

つたが実施済みの調査・診断と報告書の作成に要した費用の支払いを要求。管理組合から支払いについて回答がなかつたため13年4月、業務費用約145万円の支払いを求め東京地裁に提訴した。

いことを矢張だ。がつたし、知らなかつたことについて過失はない、として民法110条の「表見代理」が成立する、と主張した。管理組合側は「管

現組合は一帆船巨港人ではないから同法の直接適用は受けない」と反論。「表見代理」については「理事長が第三者と契約を結ぶ場合にどのように法律がどういつては、会計事務について具体的な権限

区分所有法」、「管理条例」に該当し、「総会の決議が必要」な事項だと認定。同法の管理権者である理事長の権限については、そもそも一般社団法人の代表理事のような句合に丸投げしていく

へきて、半決はこの確認を全くしなかった業者の過失を重く見て、「表見代理」の成立を否定した。(コンシヨン管理新聞 995号)

管理の適正化に関する指針」
役員に成り手不足対策として
とその他の費用の適切な峻別
決定することができる等、
すが、自分たちのマンション
からでも良いと思います。(

総会決議を経ずに結んだ設計・監理コンサル契約を、その後の監戻したなどとして業務の続行を拒んだ管理組合に対し、設計事務所としてしまった調査・診断と報告書の作成業務費用約145万円の支訟の控訴審判決が昨年11月東京高裁であった。綿引万里子裁判官「要否、有無を検討、確認しなかった」などとして一審判決同様、請求を棄却した。総会決議が行われていない、という契約締結上の「口」である設計事務所側の責任がより重く問われた格好だ。

否決の判断では、管理組合側が勝訴した。裁判官はまず「設計・監理コンサル契約は」とする設計事務所側の主張について、「重大な過失があり、『正当な理由』があつたとは認められない」と述べた。昨年7月の東京地裁は、「総会決議の公文払いを求めた訴訟は、既に実施所側が、既に実施された制限を設けているのか知らなかつた」とする設計事務所側の主張について、「重大な過失があり、『正当な理由』があつたとは認められない」と述べた。

括的代理権を有しているものではなく、管理組合が契約に基づく代金を支払う義務はない、と結論付けた。契約の締結には総会決議が必要なのだからプロである業者は総会決議がつたかどうか、契約書に判を押す代表者にその権限があるのか、しっかりと確認す

及び「マンション標準管理規約」の
理事長に外部の専門家を選任でき
る留意点を記載、また、暴力団等の
なりの改正内容となっています。
に適したものにするには、拙速とは
(田)

総会決議経ず 理事会が決定

臨時総会で一転否決

編集後記：国土交通省は、3月14日、「マンションの管理の適正化に関する指針」及び「マンション標準管理規約」の改正を公表しました。居住者の高齢化等で管理組合の役員に成り手不足対策として、理事長に外部の専門家を選任できることや、管理組合が留意すべき事項として、管理費とその他の費用の適切な峻別の留意点を記載、また、暴力団等の排除規定や、災害等の緊急時の応急修繕は理事会で決定することができる等、かなりの改正内容となっています。管理組合でもこれから対応のところが増えると思いますが、自分たちのマンションに適したものにするには、拙速とはならずに、管理組合内で十分話し合い多面的に考えてからでも良いと思います。（吉田）